

定期預金規定集
(定期預金ご利用のしおり)



お客様へ

いつも南日本銀行をご利用いただき、まことにありがとうございます。

お預入れいただきました定期預金は、その種類に応じ、本規定集に記載した規定によりお取扱いいたします。

つきましては、ぜひご熟読のうえ、お備えおきくださるようお願い申し上げます。

各取引に共通する規定	3 頁
自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定＜単利型＞	8 頁
自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定＜単利型＞	10 頁
自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定＜複利型＞	14 頁
自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定＜複利型＞	15 頁
自由金利型定期預金（大口定期預金）規定	17 頁
自動継続自由金利型定期預金（大口定期預金）規定	19 頁
自由金利期日指定定期預金規定	22 頁
自動継続自由金利期日指定定期預金規定	23 頁
変動金利定期預金規定＜単利型＞	25 頁
自動継続変動金利定期預金規定＜単利型＞	27 頁
変動金利定期預金規定＜複利型＞	29 頁
自動継続変動金利定期預金規定＜複利型＞	30 頁
積立定期預金規定（個別型）	32 頁
据置型定期預金（自動継続）規定	35 頁

【各取引に共通する規定】

1 【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに(通帳式の場合は、当該受入れの記載を取消したうえ)、取引店で返却します。

2 【届出事項の変更、通帳等の再発行等】

- (1) 通帳・証書（以下「通帳等」といいます。）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳等または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳等の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、再発行手数料を申し受け、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

3 【印鑑照合】

通帳等、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

尚、個人の預金者は、盗難された通帳等を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第7条により補てんを請求することができます。

4 【譲渡、質入れの禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利及び通帳等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

5 【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出て下さい。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に取引店に届け出てください。

- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取引店に届け出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

6 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳等と届出印を持参して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承認を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7 【盗難通帳等による払戻し等】（本条は個人のみが対象となります。）

- (1) 盗難通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳等の盗難に気づいてから速やかに、当行への通知が行われていること。
 - ②当行の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること。
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行

へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

※お客さまの「過失」となりうる場合

- ・通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- ・届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳等とともに保管していた場合
- ・印鑑を通帳等とともに保管していた場合
- ・その他上記の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

(3) 前二項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗難された日（通帳等が盗難された日が明らかでないときは、盗難通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
- B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
- C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

※お客さまの「重大な過失」となりうる場合

- ・他人に通帳等を渡した場合
- ・他人に記入・押印済の払戻請求書・諸届を渡した場合
- ・その他上記の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

②通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

(6) 当行は、不正な払戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には、当該返還を受けた額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請

求には応じることはできません。

- (7) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権を取得するものとします。

8 【預金の払戻しにおける本人確認】

預金の払戻しにおいて、各規定に定めのある払戻し等の手続に加え、当該預金の払戻しを受けるとして正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

9 【反社会的勢力との取引拒絶】

この預金口座は、第10条第3項第1号、第2号AからGおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからGまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10 【解約等】

- (1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに持参のうえ、又、証書式の場合は証書裏面に記名押印して、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続きを行ったものに限りします。
- (1)の2 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第4条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である

場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- B. 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)
- C. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- E. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- F. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- G. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前 A から D に準ずる者

(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。この預金が、休眠預金となった場合は、休眠預金等活用法に関する規定が適用されるものとします。

(5) 前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11【規定の変更】

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知し

ます。

(3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

【自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定】＜単利型＞

1【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2【預金の支払時期】

この預金は、証書面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2【利息】

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書面または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書面または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。
- B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- C 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行の店頭に掲示するの利率を適用します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残

額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

- (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のために、この預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C 1年以上3年未満……………約定利率×70%

- ②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

- ③預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×90%

- ④預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3 【預金の解約、書替継続】

この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限ります。

4 【中間利息定期預金】

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記2の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行または通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してください。

以上

【自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定】＜単利型＞

1 【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2 【自動継続】

(1) この預金は、証書面または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下2(1)および(2)において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書面または通帳記載の利率（継続後の預金については上記1の(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書面または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ① 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行の店頭に掲示する利率を適用します。満期払利息は、満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合この預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (4) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のために、この預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- C 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%

- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×90%

④ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3 【預金の解約、書替継続】

この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限りします。

4 【中間利息定期預金】

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記2の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行または通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してください。

以上

【自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定】＜複利型＞

1【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2【預金の支払時期】

この預金は、証書面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2【利息】

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書面または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のために、この預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

② 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3 【預金の解約、書替継続】

この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限ります。

以上

【自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定】＜複利型＞

1 【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2 【自動継続】

- (1) この預金は、証書面または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

2 【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書面または通帳記載の利率（継続後の預

金については上記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のために、この預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

② 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%

- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3 【預金の解約、書替継続】

この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限ります。

以上

【自由金利型定期預金(大口定期預金)規定】

1 【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2 【預金の支払時期】

この預金は、証書面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2 【利息】

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）

および証書面または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書面または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の

残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 1か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 1か月以上1年未満……………約定利率×50%
 - C 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 1か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 1か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 1か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 1か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
 - G 3年以上4年未満……………約定利率×90%
- ④ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 1か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 1か月以上1年未満……………約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3 【預金の解約、書替継続】

この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限ります。

以上

【自動継続自由金利型定期預金(大口定期預金)規定】

1 【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2 【自動継続】

- (1) この預金は、証書面または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います

2 【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下2(1)および(2)において同じです。)から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書面または通帳記載の利率（継続後の預金については上記1の(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書面または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各条項に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 1か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 1か月以上1年未満……………約定利率×50%

C 1年以上3年未満……………約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 1か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 1か月以上1年未満……………約定利率×40%

C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%

D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%

E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%

F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%

③預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 1か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 1か月以上1年未満……………約定利率×40%

C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%

D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%

E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%

F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%

G 3年以上4年未満……………約定利率×90%

④預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 1か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 1か月以上1年未満……………約定利率×30%

C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%

D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%

E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%

F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%

G 3年以上4年未満……………約定利率×80%

H 4年以上5年未満……………約定利率×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3 【預金の解約、書替継続】

この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限りません。

以上

【自由金利期日指定定期預金規定】

1 【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2 【預入れの最低金利】

この預金の預入れは1口100円以上とします。なお、通帳式の場合は必ず通帳を持参してください。

2 【預金の支払時期等】

- (1) この預金は、証書面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書および通帳記載の据置期間満了日）から通帳等記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、取引店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3 【利息】

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満……証書および通帳記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上……………証書および通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 【預金の解約、書替継続】

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限りします。
- (2) この預金の一部を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限りします。

以上

【自動継続自由金利期日指定定期預金規定】

1 【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2 【預入れの最低金額】

この預金の預入れは1口100円以上とします。なお、通帳式の場合は必ず通帳を持参してください。

2 【自動継続】

- (1) この預金は、通帳等記載の最長預入期限に自動的に自由金利期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取引店に申出てください。

3 【預金の支払時期等】

(1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳等記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、取引店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。

(2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとしてします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

(3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引き続き自動継続の取扱いをします。

4 【利息】

(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

①1年以上2年未満……通帳等記載の「2年未満」の利率

②2年以上……通帳等記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(5) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項お

よび第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します

5 【預金の解約、書替継続】

(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限りします。

(2) この預金の一部を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限りします。

以上

【変動金利定期預金規定】 <単利型>

1 【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2 【預金の支払時期】

この預金は、証書面または通帳記載の満期日以後に支払います。

2 【利率の変更】

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行の店頭に掲示する利率とします。

3 【利息】

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利

払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書面または通帳記載の中間利払利率(上記2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以降に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳等とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します

- ② 中間利払日数および証書面または通帳記載の利率(上記2により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
- ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。
- この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。
- A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

- b 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - b 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - c 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - d 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - e 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 【預金の解約、書替継続】

この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限ります。

以上

【自動継続変動金利定期預金規定】 <単利型>

1 【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2 【自動継続】

- (1) この預金は、証書面または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた当行の店頭に掲示する利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 【利率の変更】

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行の店頭に掲示する利率とします。

3 【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書面または通帳記載の中間利払利率(上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数および証書面または通帳記載の利率(上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳等とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
- ① 預入日(継続をしたときは最後の継続日、以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。
- A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
- b 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - b 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - c 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - d 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - e 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4【預金の解約、書替継続】

この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限ります。

以上

【変動金利定期預金規定】＜複利型＞

1【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2【預金の支払時期】

この預金は、証書面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2【利率の変更】

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行の店頭に掲示する利率とします。

3【利息】

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書面または通帳記載の利率（上記2により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由がある

と認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

- (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4【預金の解約、書替継続】

この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限ります。

以上

【自動継続変動金利定期預金規定】＜複利型＞

1【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2【自動継続】

- (1) この預金は、証書面または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を取引店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 【利率の変更】

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行の店頭に掲示する利率とします。

3 【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書面または通帳記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

- (3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 【預金の解約、書替継続】

この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払

戻請求書)に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出て下さい。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限ります。

以上

【積立定期預金規定（個別型）】

1【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2【預金の預入れ等】

- (1) この預金の預入れは、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合、かならずこの通帳を持参してください。
- (2) この預金は自動振替の方法により預入けることができます。

2【預金の種類・継続の方法等】

この預金への預入れおよび継続は、あらかじめ指定を受けた型区分により次のとおり取扱います。

(1) エンドレス型の場合

- ①各預入日に作成する定期預金の種類は、自動継続の自由金利期日指定定期預金（預入日の3年後の応当日を満期日。）とします。
- ②前①により預入された定期預金は、満期日に元利合計金額をもって同一種類の定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- ③1の2および前②による預入・継続の取扱いに際し、これらの預入日・継続日が同一日となる定期預金については、これを合算した金額をもって1口の定期預金とします。

(2) 目標日指定型

各預入または継続の都度、あらかじめ指定をうけた目標日までの期間に応じ、次の種類・方法により定期預金を作成しこの預金に預入れます。なお、この預金は目標日の1ヵ月前まで預入れることができます。

①預入日から目標日までの期間が1ヵ月以上1年未満の場合

各預入日に、目標日を満期日とする1ヵ月から11ヵ月までの自由金利型定期預金（M型）とします。

②預入日から目標日までの期間が1年以上3年以下の場合

各預入日に、目標日を満期日とする自由金利期日指定定期預金とします。

③預入から目標日までの期間が3年超から3年1ヵ月未満の場合

各預入日に3年後の応当日を満期日とする自由金利期日指定定期預金とし、各定期預金の満期日から目標日までは期限後預かりとします。

④預入日から目標日までの期間が3年1ヵ月以上の場合

ア 各預入日にまず預入日の3年後の応当日を満期日とする自由金利期日指定定期預金とし、その満期日に元利合計金額をもって前①、②、③の方法（この場合「預入日」は「継続日」とします。）により、目標日までの期間（以下「残りの期間」といいます。）に応じた定期預金に継続します。

イ 前アの場合に残りの期間が3年1ヵ月以上となるときは、前アの方法（この場合「預入日」は「継続日」とします。）により、残りの期間に応じた定期預金に継続します。

⑤定期預金のおまとめ

1の2および前④による預入・継続の取扱いに際し、これらの預入日・継続日が同一日となる定期預金については、これを合算した金額をもって1口の定期預金とします。

3【支払時期等】

(1) エンドレス型の場合

①2の(1)エンドレス型の場合の各別の定期預金は、継続停止の申し出があった場合に、満期日以降に支払います。この継続停止の申し出は満期日までに行ってください。

②あらかじめ指定をうけた定期預金の種類が自由金利期日指定定期預金の場合には、預入日（継続日を含みます。）から1年経過した後は、満期日を変更することができます。この場合、当店に対してその1ヵ月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、その預金は変更後の満期日以降に支払います。

なお、1口の預金の一部について満期日を変更する場合には、1万円以上の金額に対して行ってください。

③満期日は、前②に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について変更することができます。

④前②、③による変更後の満期日から1ヵ月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。）は、満期日の変更はなかったものとします。

(2) 目標日指定型の場合

①2の(2)目標日指定型の場合の各別の定期預金は、目標日以後にまたは継続停止の申し出があった場合は満期日以降に支払います。この継続停止の申し出は満期日までに行ってください。

②定期預金の種類が自由金利期日指定定期預金の場合には、前(1)項の②、③、④を準用します。

4【利息】

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

①預入金額ごとの預金が自由金利期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満…当行の店頭に掲示する「2年未満」の利率

B 2年以上……………当行の店頭に掲示する「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行の店頭に掲示する利率によって計算します。

③前①、②の利率は、原則として毎週第一営業日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が自由金利期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満……………上記の適用利率×50%

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5 【預金の解約】

この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限りです。

以上

【据置型定期預金（自動継続）規定】

1 【預金契約の成立】

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

1の2 【自動継続】

- (1) 据置型定期預金（自動継続）(以下「この預金」といいます。)は、通帳等記載の最長預入期限に自動的に据置型定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行の店頭に掲示する利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときは、その最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。

2 【預金の支払い時期等】

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、一部支払い後の預金元金についての適用利率は以下によるものとします。
 - ①一部支払い後の預金元金残高が300万円以上の場合、この預金の当初預入日の据置型定期預金300万円以上の利率を継続して適用します。
 - ②一部支払い後の預金元金残高が300万円未満の場合は、この預金の当初預入金額にかかわらず、この預金の当初預入日の据置型定期預金300万円未満の利率を当初預入日に遡って適用します。なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高について、引続き自動継続取扱いをします。

- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払いません。

3 【利息】

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入れ期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については上記 1 の(2)の利率）によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときはこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
- ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上1年6か月未満
 - ③ 1年6か月以上2年未満
 - ④ 2年以上2年6か月未満
 - ⑤ 2年6か月以上3年未満
 - ⑥ 3年以上4年未満
 - ⑦ 4年以上5年未満
 - ⑧ 5年
- (2) 継続後の預金についても前(1)と同様の方法によります。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金しまたは元金に組入れます。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (6) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合、各取引に共通する規定第10条第2項および第3項、第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 【預金の解約、書替継続】

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄（通帳式の場合は当行所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限りします。
- (2) この預金の一部を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限りします。

以上